

保 護 者 様

五泉市立五泉南小学校長 若狭 陽一

### 感染症による出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	2 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	3 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	4 風疹	発疹が消えるまで
	5 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	6 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	7 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	8 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	9 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	10 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

### 主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

### 登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名 さん

診 断 名 ( )	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初 診 日	令和 年 月 日
登校しても良いと認められる日	令和 年 月 日
令和 年 月 日 医 療 機 関 名	

＜参考＞ 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第 1 種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エボラ出血熱</li> <li>○ 痘そう</li> <li>○ ペスト</li> <li>○ ラッサ熱</li> <li>○ ジフテリア</li> <li>○ 新型インフルエンザ</li> <li>○ 鳥インフルエンザ (H5N1)</li> <li>○ クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>○ 南米出血熱</li> <li>○ マールブルグ病</li> <li>○ 急性灰白髄炎(ポリオ)</li> <li>○ 重症急性呼吸器症候群 (SARS)</li> <li>○ 中東呼吸器症候群</li> </ul>
第 2 種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インフルエンザ (H5N1を除く)</li> <li>○ 麻疹 (はしか)</li> <li>○ 風疹 (三日ばしか)</li> <li>○ 咽頭結膜熱 (プール熱)</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症</li> <li>○ 百日咳</li> <li>○ 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)</li> <li>○ 水痘 (水ぼうそう)</li> <li>○ 結核</li> </ul>
第 3 種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コレラ</li> <li>○ 腸チフス</li> <li>○ パラチフス</li> <li>○ 急性出血性結膜炎 (アポロ病)</li> <li>○ その他の感染症</li> <li>・ 溶連菌感染症</li> <li>・ マイコプラズマ肺炎</li> <li>・ 細菌性赤痢</li> <li>・ 手足口病</li> <li>・ ウイルス性肝炎</li> <li>・ 流行性角結膜炎 (はやり目)</li> <li>・ ヘルパンギーナ</li> <li>・ 流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)</li> <li>○ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157)</li> <li>等</li> </ul>

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より